			質問
No.	関連事項	条項	内容
〇規制		務・適合性	
1	規制対象行為 (規制単位)	法第11条、 第19条	規制措置の対象であるかどうかの判断に係る「建築物」の単位は、建築基準法の単体規定の適用上の「一の建築物」(確認申請書様式第4面の単位)と考えれば良いか。
2	規制対象行為 (規制単位)	法第11条、 第19条	建築基準法の単体規定の適用上2つの建築物を同一敷地内に新築する場合、確認申請は敷地単位でまとめて行うが、省エネ適合性判定は建築物ごとに別々に受けることになるのか。
3	規制対象行為 (規制単位)	法第11条、 第19条	既存建築物が存在する敷地内に別の建築物を建てる場合(建築基準法の単体規定の 適用上は「新築」扱い)、建築物省エネ法上も「増築」ではなく「新築」と考えれ ば良いか。
4	規制対象行為 (規模算定)	法第11条、 第19条、令 第4条	建築物省エネ法施行令第4条第1項の「常時外気に開放された開口部」に該当するかどうかの判断について、次の①・②の場合はどのように考えればよいか。①建物の通常利用時には開放されるシャッター、ふすま、障子等②閉鎖された場合にも部分的に外気に通じるリングシャッター等
5	規制対象行為(規模算定)	法第11条、 第19条、令 第4条	建築物省エネ法施行令第4条第1項の「内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上であるもの」であっても、当該部分についてスポット空調等の空調が行われる場合も、床面積算定の対象から除かれると考えれば良いか。
6	規制対象行為 (適用除外)	法第18条、 第22条、令 第7条	一般に「居室を有しない用途」である「倉庫」については、すべからく規制措置を 適用除外することができるのか。
7	規制対象行為 (適用除外)	法第18条、 第22条、令 第7条	規制措置が適用除外される用途である「自動車車庫」に供する建築物において、管理人室等が付随する場合、建築物全体として規制措置を適用除外することができるか。 また、「自動車車庫」と「事務所」の複合用途の場合はどうか。
8	規制対象行為 (適用除外)	法第18条、 第22条、令 第7条	「事務所」用途の建築物の1階が事務所の駐車場の場合、当該部分を「自動車車庫」として規制措置を適用除外することができるか。

貴見のとおりです。
貴見のとおりです。
貴見のとおりです。
「常時外気に開放された開口部」には、当該開口部を閉鎖するための建具が設置されていないものが該当することになります。したがって、 ①通常利用時は開放されていたとしても、閉鎖することが可能なシャッター、ふすま、障子等については、「常時外気に開放された開口部」には該当しません。 ②閉鎖された場合にも部分的に外気に通じるリングシャッター等については、当該リングシャッター等のうち部分的に外気に通じる部分を「常時外気に開放された開口部」として、有効な開口部面積を算出することになります。
貴見のとおりです。
「居室を有しない」という条件に加え、「空気調和設備を設ける必要がない」用途であるかどうかを判断する必要があります。「倉庫」の場合、具体的には、保管する物品の性質上、内部空間の温度・湿度を調整する必要のない「常温倉庫」については規制措置が適用除外されますが、「冷凍・冷蔵倉庫」や「定温倉庫」については、一般に空気調和設備を設けることが想定されるため、規制措置が適用されます。
建築物としての用途が「自動車車庫」であれば、管理人室等の部分も含め、建築物全体として規制措置が適用 除外されます。一方で、「自動車車庫」に付随する管理人室等ではなく、独立して成立する「事務所」の用途 に供する部分が存在する複合用途の場合には、適用除外の対象とはなりません。
できません。規制措置を適用除外するかどうかの判断は「建築物」単位で行い、「建築物の部分(室)」単位で行うことはありません。

回答

N.I.			質問
No.	関連事項	条項	内容
9	規制対象行為(適用除外)	法第18条、 第22条、令 第7条	「畜舎」と「堆肥舎」の複合建築物等、「居室を有さず、かつ、空気調和設備を設ける必要がないものとして、規制措置を適用除外する用途」のみが複数存する複合用途は、適用除外となるかどうか。
10	規制対象行為(適用除外)	法第18条、 第22条、令 第7条	建築物省エネ法施行令第7条第1項第2号の「観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院」以外の用途であっても、建築物の構造が平成28年国土交通省告示第1377号の要件を満たす場合には、適用除外の対象となると考えて良いか。
11	規制対象行為 (特定増改 築)	法附則第3 条	平成29年4月1日よりも前に工事着手し、平成29年4月1日以降に工事完了した建築物は、法附則第3条の「附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物」に該当するかどうか。
12	規制対象行為 (特定増改 築)	法附則第3 条	「平成29年4月1日に現に存する建築物」に対して、平成29年4月1日以降に2度に分けて増築を行う場合、2度目の増築時にも「平成29年4月1日に現に存する建築物」として法附則第3条を適用することは可能か。
13	規制対象行為 (特定増改 築)	法附則第3 条	「平成29年4月1日に現に存する建築物」に対して、平成29年4月1日以降に2度に分けて増築を行う場合(例えば、300㎡の非住宅建築物に、1度目の増築で2,000㎡増築し、2度目の増築でさらに2,000㎡増築する場合)、2度目の増築時において「当該増築又は改築に係る部分」とはどの部分を指すのか。
14	規制対象行為 (特定増改 築)	法附則第3 条	「平成29年4月1日に現に存する建築物」が住宅であった場合にも、平成29年4月1日以降に非住宅部分を増改築する際に、附則第3条を適用することは可能か。
〇省エ	ス適合性判定	3	
15	適合判定通知書	法第12条、施行規則第 6条	登録省エネ判定機関と指定確認検査機関が同一の場合、通常は、申請者(提出者)が行う一連の手続き(①適合判定通知書を登録省エネ判定機関から受理し、②その写しを作成し、③指定確認検査機関に提出)を機関側で代理して差支えないか。
16	決定できない 旨の通知	法第12条、 施行規則第 4条等	適合性判定において添付図書の訂正等が14日の期間内に終わらず、「期間を延長する旨の通知」を交付したにも関わらずその28日後にも訂正等が終わらない場合、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を交付する際に、所管行政庁又は登録省エネ判定機関自らの判断により期限を定めて添付図書の補正又は追加説明書の提出を求め、適合性判定を継続することは可能か。

回答
「居室を有さず、かつ、空気調和設備を設ける必要がないものとして、規制措置を適用除外する用途のみ複数存する複合用途」は、「居室を有さず、かつ、空気調和設備を設ける必要がないものとして、規制措置を適所除外する用途」に該当しますので、適用除外の対象となります。
貴見のとおりです。
該当しません。現に存する建築物とは、その時点で工事完了している建築物を指しています。
可能です。
「当該増築又は改築に係る部分」とは、2度目の増築部分(2000㎡)を指します。例示されたケースにおいては、1度目の増築時は特定増改築には該当しません(割合は2000㎡/2300㎡で1/2を超える)が、2度Eの増築時は、特定増改築に該当します(割合は2000㎡/4300㎡で1/2以下)。
可能です。

委任状等により、申請者(提出者)の合意のもとで手続きを行っていただくのであれば、差支えありません。 可能です。 貴見のとおりです。 差支えありません。

提出書類

物)

(複合建築

図書の補正等

(複合建築

1条

法第15条

17

18

法第12条、 住宅部分が300㎡未満の場合、当該部分は計画書に床面積を記載することや各階

設計図書・計算書の添付は不要であると考えて良いか。

施行規則第 平面図で住宅部分を等で事足り、住宅部分のエネルギー消費性能に係る機器表等の

300㎡以上の住宅部分を有する特定建築物について登録省エネ判定機関で適合性

判定を受けようとしている・受けている場合において、住宅部分について事前相

談・事前協議や図書の補正等を直接所管行政庁と行うことは差支えないか。

	1		
No.			質問
. 10.	関連事項	条項	内容
19	計画変更	法第12条、 施行規則第 6条	建築確認で計画変更があった場合で、建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能 確保計画上は、計画変更に該当しない場合、再度、適合性判定を受ける必要はない として、建築主が建築主事又は指定確認検査機関に提出する適合判定通知書は、当 初適判時の適合判定通知書で差支えないか。
20	計画変更	法第12条、 施行規則第 6条	建築物省エネ法の建築物エネルギー確保計画に計画変更があった場合で、建築確認上は計画変更に該当しない場合、変更後の計画に係る適合判定通知書は、完了検査時(完了検査までに建築確認で計画変更があった場合はその際)に提出するものと考えて良いか。
21	軽微な変更	法第12条、 施行規則第 3条	軽微な変更のルートA(建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更)に該当する変更とは、全ての変更事項がルートAの各項目に該当する変更と考えれば良いか。
〇建築	確認		
22	適合義務対象 の確認	建築基準法 第6条、建築 基準法施行 規則別記様 式第2号等	住宅・非住宅の複合建築物において、非住宅部分が限定的であり、当該部分の床面積が2,000㎡未満であることが確認申請書第5面等から判断できる場合には、計画書の提出が不要であることが明らかな場合として、確認申請書第2面第8欄の「提出不要」の欄に理由を明示することや、根拠となる図書を添付することは不要と考えて良いか。
23	適合義務対象 の確認	建築基準法 第6条、建築 基準法施行 規則別記様 式第2号等	「高い開放性を有する部分」を非住宅部分の床面積から除くことにより、当該床面積が2,000㎡未満となり適合義務対象とならない場合以外の場合において、「高い開放性を有する部分」を明示することや、当該部分が高い開放性を有することを証する書類を添付する必要は無いと考えて良いか。また届出の場合も同様の考え方で良いか。
〇完了	· ²		
24	申請書類	建築基準法 建築基準法建 築基準法施 行規則第4 条	登録省エネ判定機関(所管行政庁)として適合性判定を行った計画について、指定確認検査機関(建築主事)として完了検査申請を受ける場合、建築主から「適合性判定時に提出した図書をもって、完了検査申請の添付図書とさせていただく」旨の申し入れを受け入れて差支えないか。
25	工事監理	建築基準法第7条	省エネ基準への適合義務対象建築物に係る工事監理において、建材や設備の設置状況を、施工計画書や納入仕様書等により確認することとし、施工写真等の施工記録書等の確認や運転状況に係る自主検査記録書等の確認は行わないこととして差支えないか。
26	検査対象	建築基準法第7条	低炭素認定を受け、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされた建築物に係る 完了検査においては、省エネ基準に適合していることに加え、低炭素認定に必要な 事項(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号 II. 建築物の低 炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準)についても検査対象となるのか。
○省T	 - ネ基準		

5/8

回答
差支えありません。
貴見のとおりです。
貴見のとおりです。
貴見のとおりです。
貴見のとおりです。
差支えありません。
差支えありません。
「平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号 II. 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準に関する事項」については、検査対象とはなりません(ただし、低炭素認定を受けた建築物として認定基準に適合させることは必要。)。

6/8

	T	T	
No.		質問	
TNO.	関連事項	条項	内容
27	計算対象	基準省令• 告示全般	建築物全体が計算対象外となる場合でも、2,000m以上の非住宅建築物であれば、適合性判定が必要か。
O₹0.	 D他		
28	中間検査	建築基準法第7条の3	中間検査においては、省エネ適合性判定に要したと図書のとおり工事が実施された ものであるかどうかの確認は不要と考えて良いか。
29	低炭素認定	エコまち法 第54条、平成24年経済 産業資金省・ ・ 環境省告示 第109号	平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号上は、非住宅部分の省工 ネ性能が低くとも、複合建築物全体で誘導基準に適合していれば認定することは可 能であるが、適合性判定を受けることが必要な規模の複合建築物については、建築 物省エネ法第11条により、非住宅部分を基準省令第1条第1項第1号に定める基 準に適合させることが必要であると考えて良いか。
30	低炭素認定	エコまち法 第54条、平 成24年経済 主業交通省省 土環境省告示 第109号	低炭素認定において、住宅部分・非住宅部分の共用部分の判断は、建築物省エネ法施行令第3条の定義に準じて行えばよいか。

5	答

適合性判定は必要です。適合性判定においては、計算対象内外の判断の妥当性を審査し、建物全体が計算対象外であったとしても、適合判定通知書を交付することとなります。

貴見のとおりです。
貴見のとおりです。
貴見のとおりです。